

各種様式における性別記載方針の策定の進め方について

1 策定の経緯

「男女共同参画社会基本法（平成11年）」や「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年）」が制定され、このころから性同一性障害への人権擁護の観点から、公的申請書や証明書の性別記載欄を見直す自治体が増加してきた。

本市においても、性別に関わりなく自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一環として、性同一性障害など性的少数者へ配慮した各種申請書等における性別記載欄の見直しについて平成16年度から取り組んでいる。

このような中、平成28年3月策定の市男女平等推進行動計画では、各種様式やアンケート等の性別記載欄について、性的少数者の人権への配慮を進めるとしている。また一方で、男女平等の推進に関する課題が把握できるよう、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（男女の統計：ジェンダー統計）の充実を図っている。

これまで性別記載欄のあり方については、具体的な考え方を示しておらず、各種申請書等を所管する課等の判断により取り組んできたため、性別記載欄を設ける場合の判断基準や見直しの進捗状況に差が生じている。

このことから、各種申請書等様式の性別記載欄について、その必要性の判断基準や性別欄を設ける場合の記載方法など性別記載方針を策定し、全庁的に統一した考え方により整理見直しを推進する。

2 策定方法

方針（案）は以下の手続きを経て行政経営戦略会議で決定し、男女共同参画推進会議から意見を聞いたうえで方針を決定する。なお、推進会議からの意見により、大幅な修正が必要となった場合は、再度、戦略会議に付議する。

（1）性別記載様式の照会及び各課ヒアリング

平成30年5月に、性別記載欄のある各種様式について調査を実施、今後抽出もれ等がないかを各課に照会し、そのデータを元に性別記載欄についてヒアリングを実施

（2）性別記載方針（素案）の作成

（3）白井市男女共同参画推進委員会の開催（庁内会議）

（4）行政経営戦略会議へ付議（性別記載方針（案）の決定）

（5）白井市男女共同参画推進会議の開催（付属機関）

（6）性別記載方針の決定

3 性別記載方針に記載する内容の例（案）

本年3月に開催された、平成29年度第2回男女共同参画推進会議において一度素案を提示し意見をいただいていることから、これをベースとする。

① 性別記載の基本方針

- ・業務上、性別情報が不要な場合は、性別欄を廃止する。
業務上、性別情報が必要な理由がある場合又は国・県等他の機関が定めるものを除く。 など

② 業務上性別情報が必要な理由

- ・統計上、収集する必要がある。
- ・医療上、性別の情報を収集する必要がある。
- ・性別により配慮または対応を区別する必要がある。 など

③ 記載方法の工夫の仕方

- ・自由記載方式や、男女の2択ではなく他の選択肢を加える。 など

4 策定の時期

平成31年3月

5 方針の周知方法

市ホームページ、議会への行政運営報告

6 方針策定後の対応

- ・性別記載方針に照らし、各種様式等の性別記載欄の必要性等を所管課と協議のうえ決定する。
- ・市例規（規則等）に規定されている様式については、企画政策課で一括して改正を行う。但し、他の理由で規則改正を予定しているものを除く。
- ・内部の要綱等で規定している様式については、各所管課において改正する。

各種様式における性別記載方針の策定スケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月	4月	5月	6月
8/16 戦略会議で報告										
8/17～30 性別記載様式の再照会（抽出もれ等がないか確認）										
	9/13～28 ヒアリング（記載理由、根拠、見直す場合支障となる事項等課題の把握）									
		10月 方針（素案）作成								
			11月前半 推進委員会開催							
				12月 戦略会議に付議、方針（案）の決定						
					1月～2月上旬 推進会議開催					
							3月 起案：方針決定			
							※推進会議を踏まえ、方針(案)に大幅な変更が必要となった場合は、再度、戦略会議に付議する。			
							4月以降 ●規則改正 ●要綱改正 等実施			

⇒平成31年度